

藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例の制定について
藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市指定居宅介護支援等の基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第81条第1項及び第2項並びに第47条第1項第1号の規定に基づく指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援等の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の資格）

第2条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であつて藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第3条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるとおりとする。

（記録の整備）

第4条 前条の規定により基準とする省令第29条第2項の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が制定され、介護保険法が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について新たに本市の条例において定める必要による。